

## 第6章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設等の操作に関する事項

### 第1節 基本的な運転操作のルール

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、沿川の甚大な浸水被害の発生が懸念される。

一方、本流域内には内水排除のためのポンプ施設（このうち約半数が農地ポンプである。）が設置されており、外水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないために、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、内水ポンプ施設の運転調整が必要となる。しかし、内水ポンプ施設の運転調整に伴い被害が発生するため、以下の内容に関して、境川流域総合治水対策協議会において総合的に検討・合意を図り、運転操作ルールを策定していく。

- ・ 対象とするポンプ施設
- ・ ポンプ施設の操作
- ・ ポンプ施設の運転調整を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに、情報伝達、収集、共有を円滑に実施するための県、関係市町（防災、下水道管理者等含む）を始めとする関係機関からなる体制づくり